

令和7年11月7日
【防衛省】

【概要書】

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する
法律に基づく海賊対処行動について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

海賊対処行動に関する新たな対処要項について（概要）

1. 趣旨

ソマリア沖・アデン湾における自衛隊の海賊対処行動については、現行の対処要項による海賊対処行動を命ずる期間が本年11月19日までとされているところ、同日以降も海賊対処行動を継続するため、新たな対処要項を作成する。

2. 海賊対処行動の必要性

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、自衛隊が活動を開始した平成21年から平成23年までの間においては年間200件以上発生していたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会の継続的な取組により、現在は、低い水準で推移している。他方、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困等はいまだ解決しておらず、その状況については依然として変化が見られない。そのため、各国部隊も活動を継続しており、我が国としても、極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づき、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要である。

これらの状況を踏まえれば、本年11月20日以降も、自衛隊がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を継続する必要がある。

3. 現行の対処要項からの変更点

(1) 海賊対処行動の必要性

変更なし

(2) 海賊対処行動を行う海上の区域

変更なし

(3) 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間 ア「規模及び構成並びに装備」

自衛隊が保有する固定翼哨戒機は、令和12年度中までにP-3Cの全機除籍及びP-1への転換が予定されているところ、海賊対処部隊のみならず自衛隊全体としてP-3Cの整備員等の要員が減少しており、要員確保・配置の観点から、海賊対処行動のために派遣する固定翼哨戒機の機種をP-3CからP-1へ変更する必要がある。そのため、新しい対処要項の活動期間内である令和8年9月を目途に海賊対処行動のために派遣する固定翼哨戒機の機種をP-3CからP-1へ変更する予定であることから、3(2)イ(ア)に規定する航空機を「固定翼哨戒機P-3C又は固定翼哨戒機P-11機（ただし、固定翼哨戒機P-3Cを派遣している間に航空機の交替を行う場合はP-3C 2機、固定翼哨戒機P-3Cの派遣を終了するとともに固定翼哨戒機P-1の派遣を開始するために航空機の交替を行う場合はP-3C及びP-1 各1機、固定翼哨戒機P-1への交替後に航空機の交替を行う場合はP-1 2機）」に変更する。

また、海賊対処行動のために派遣する固定翼哨戒機の機種の変更に伴い、固定翼哨戒機の運用、整備等のために派遣する必要のある要員数に変更があることから、3（1）イに規定する部隊の規模について「海賊行為への対処を航空機により行うためジブチを拠点とする部隊（固定翼哨戒機P-3Cを派遣している間においては人員約60名、固定翼哨戒機P-1を派遣している間においては人員約50名。ただし、部隊の交替を行う場合は約110名）」に変更する。

イ「期間」

上記2に示したとおり、当分の間、自衛隊による海賊対処行動を継続しなければならないことが見込まれるため、同行動を命ずる期間を令和7年11月20日から令和8年11月19日までの1年間とする。

（4）その他海賊対処行動に関する重要事項

変更なし